



国民年金保険料の 免除申請

国民年金保険料は、月額16,340円（平成30年度）です。国民年金制度には、この保険料の納付が困難な方のために、保険料免除申請の仕組みがあります。

保険料免除申請は、前年中（1月～6月は前々年中）の本人・配偶者・世帯主それぞれの所得状況に応じて、全額免除もしくは一部免除（50歳未満は納付猶予も）が承認されます。

申請は、毎年（7月以降に）必要となります。ただし、前年度以前に継続申請で承認されている場合は必要ありません。

国民年金は、未納の状態が続くと、将来の年金受給額が減額されるだけでなく、年金を受ける権利を得られなかったり、万が一の障がいや死亡による給付を受けられなくなったりする恐れがあります。保険料の納付が困難な場合は、年金事務所や役場窓口までご相談ください。

失業特別制度について

免除申請を行う年度、もしくは前年度中にお仕事

を退職した場合、免除判定に使用する退職した方の所得を「0」とする特例が利用できます。その際、雇用保険離職票もしくは受給資格者証の確認が必要となります。

継続申請とは

失業特例を利用せずに全額免除（50歳未満は納付猶予も）が承認される方は、希望すれば翌年度以降の申請を自動で継続することができます。

一部免除が承認される方へ

免除申請の仕組みには、一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）があります。この一部免除は、免除されていない残りの部分を納付しなければ、未納期間という扱いとなりますので、承認後に送付される納付書にて納付するようお願いします。

お問い合わせ

和歌山西年金事務所 国民年金課 ☎073-447-1688
役場健康福祉課健康推進係（8番窓口） ☎64-1120

偶数月の第1木曜日は出張年金相談の日

今回の出張年金相談（要予約）

日時 平成30年8月2日（木） 10時～15時（最終受付は14時）
場所 湯浅町役場 1階 多目的室

予約電話番号 ☎073-447-1660（和歌山西年金事務所 お客様相談室）

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料のお知らせ

平成30年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の普通徴収の納付期間が始まります。

第1期の納付期限は7月31日（火）です。納め忘れないようにお願いいたします。

※納め忘れの心配がなく、安心・便利な口座振替での納付がおすすめです。お申し込みは金融機関の窓口でお願いいたします。

保険税（料）を納めないでいると、納めていない期間に応じた措置が原則としてとられます。

特別な事情により保険税（料）を納めることができない場合は、納付のご相談をしていただくようお願いいたします。

お問い合わせ・納付のご相談

- 国民健康保険税
住民生活課税務係
（1番窓口）
☎64-1106
- 後期高齢者医療保険料
健康福祉課健康推進係
（8番窓口）
☎64-1120

8月から70歳以上の国保の方の医療費の高額療養費制度が変わります

高額療養費制度とは、1ヶ月に支払った医療費が多いとき、自己負担限度額を超えた分が支給される制度です。70歳未満と70歳以上で限度額が異なります。

70歳以上の方は、外来（個人単位）の限度額を適用後に外来＋入院（世帯単位）の限度額を適用します。

70歳以上の方の自己負担限度額（月額）

↓ 変更後（平成30年8月から）

所得区分		外来 （個人単位）	外来＋入院 （世帯単位）	4回目以降
課税所得	★ 690万円以上	/	252,600円 （総医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算）	140,100円
	380万円以上		167,400円 （総医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算）	93,000円
	145万円以上		80,100円 （総医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算）	44,400円
★ 一般	18,000円 （年間上限144,000円） ※8月～翌7月	57,600円	44,400円	
住民税課税	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	/
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	/

医療費が高額になる場合、「限度額認定証」を掲示すれば、医療機関での支払いが限度額までとなりますので、保険証・印鑑・本人確認書類をご持参のうえ、役場まで申請にお越しください。

※★の区分に該当する方は限度額認定証の発行はありませんのでご注意ください。

※後期高齢者医療制度にご加入の皆様についても、同様の区分に変更となります。

お問い合わせ先：健康福祉課健康推進係（8番窓口）☎64-1120